定例監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定例監査の結果(令和2年10月28日付け公表)に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により公表する。

令和2年12月16日

山形市監査委員 玉 田 芳 和

同 村山秀幸

同 渡辺 元

同 中野信吾

道 維 第 426号 令和2年11月30日

山形市監査委員 様

山形市長 佐 藤 孝 弘 印

都市整備部定例監査結果についての措置状況(通知)

令和 2 年 1 0 月 2 8 日付けで通知のあった定例監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

			1				•				
課	等	名	監	査	\mathcal{O}	結	果	措	置	状	況
道路維持課			指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する 事項があったので、適切な措置を講 じられたい。								
			の(1) 報へウ契い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	な注表載一結も放続七も見にはで後行置契日の通いさの情わ自約町	がしいれ関眼で伝われた。 たいれ 関のて では 公い対 区ので 車 辺ので 車 辺の かん はままま りょう かんき かん	たこ契示たいたで、 はいおい おいがてつも務 転継を 転継がしていま 転継	結ペ等らて、長 整理 関サカ、、 継 理及	契約 しびし しか した。 発力 の	香託契約 の の の の の の の の の の の の	最の公表に ページへの り閲覧を写 ド契約締に り閲覧に	の掲載及 実施しま 吉前情報 しま
			におい り、建 額とし ていた	て物たも済及山 (のため での ため ない がい がい がい がい がい がい がい 歌い 歌い 歌い かい	用各 め前に東おを誤用た車の駐箱口の車の変	使定てを (置せ及用す前多 自)ンび	に度と関し、た同し、販売機・一駐車	済生館 ゴミカマー マン マン で に な 使 用 料	政財が関係である。 関係 はいかい はい	(自動販売 山形駅 自動販売 きましてい	売機及び 東口交通 幾及びゴ は、適正